国立研究開発法人産業技術総合研究所一時預り保育支援規程

制定　平成24年４月１日　24規程第20号
（18規程第７号の全部改正）
最終改正　令和６年10月28日　令06規程第19号　一部改正

（趣旨）

第１条　この規程は、子を養育する職員等及び職員等以外の者に対し、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が行う一時預り保育支援について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　子　乳幼児又は児童

二　乳幼児　出生の日の翌日を起算日として８週間を経過する日から満６才に達した日以後における最初の３月31日までの子

三　児童　満６才に達した日の翌日以後における最初の４月１日から満12才に達した日以後における最初の３月31日までの子

四　職員等　職員又は契約職員のうち、子を養育する者

五　職員等以外の者　研究所の業務を行う者であって役員、職員及び契約職員以外の者のうち、子を養育する者

六　所内保育施設　研究所内で一時預り保育を行うために、職員等及び職員等以外の者が利用することのできる保育専用または他の用途と共用で臨時的に使用する保育スペース

（所内保育施設）

第３条　研究所は、次の各号に掲げる研究拠点に所内保育施設を設置する。

一　つくばセンター

二　東北センター

三　中部センター

四　関西センター

五　中国センター

六　四国センター

七　九州センター

２　前項の所内保育施設の管理監督は、前項第一号に掲げる研究拠点はベネフィット推進室長が、前項第二号から第七号までに掲げる研究拠点は、それぞれの研究拠点を管轄する業務室長が、これを行うものとする。

３　研究所は、所内保育施設の運営を研究所以外の者に委託することができる。

（利用料）

第４条　所内保育施設を利用する職員等及び職員等以外の者は、別に定める利用料を負担しなければならない。

（保育料の補助）

第５条　研究所は、職員等が、研究所外において、個人で契約した民間託児所又はベビーシッターを利用することにより負担した保育利用料について、別に定める範囲内で、職員等の申請により一部補助することができる。ただし、前条の利用料相当額を控除するものとする。

（助成事業の利用）

第６条　職員等は、一時預り保育に関する公的な助成事業について、研究所が承認を受けた場合に、当該助成事業の対象となるサービスを利用することができる。

（雑則）

第７条　この規程の実施のために必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（26規程第15号）

この規程は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（26規程第71号）

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（27規程第79号）

この規程は、平成27年10月１日から施行する。

附　則（令02規程第17号・一部改正）

この規程は、令和２年10月１日から施行する。

附　則（令05規程第20号・一部改正）

この規程は、令和５年10月１日から施行する。

附　則（令05規程第29号・一部改正）

この規程は、令和６年１月１日から施行する。

附　則（令05規程第48号・一部改正）

（施行期日）

第１条　この規程は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この規程の施行前に研究所が委託した民間託児所又はベビーシッターとの契約期間の満了日が、この規程の施行日以降の日である場合、その契約期間を満了するまでの間、なお従前の例による。

附　則（令06規程第19号・一部改正）

この規程は、令和６年11月１日から施行する。